字黒田一二五六の二、一二五七、三〇六一の三、三〇六二の二、三二〇二、三二〇三の一、三二〇五の二、三二〇四、三二〇五の一、三二〇六から三二〇九まで、四〇二九、字蒲尊一四七〇の一、一四七三、三二四五の一、三二四六から三二四八まで、四〇三六、字板倉沢一五八九、三二五〇の一、三二五六、三二六四、三二六五の二、三二六六の一、三二六六の二、三二六七、三二七二、字桐ケ久保一六三三、三二七三、三二七五の一、三二七五の二、三二七七、三二七八、三二七九の一、字道ノ入一六八一、一六八二、字台ノ入二九九三の八、字入ノ沢三〇五七、三〇五八の一、三〇五九、字入道沢三〇七七の三、字仲坪三〇七八、三〇八〇の一、三〇八〇の二、字瀬戸沢三〇八一の一から三〇八一の三まで、三〇八二、字後ノ沢三〇八五、三〇八七、三〇八八、三〇九〇の一、三〇九一の一、三〇九一の二、三〇九二、字長久保三〇九三の一、字大久保三一〇六の一、三一〇七、三一〇八の一、三三〇五、三三〇六、字岡沢三一一〇の一から三一一〇の三まで、三一一一、三一一二、三一一四、三一一五の二、三一一八の一、三一一八の二、字深作三一二五、三一二六、字左入沢三一二八、三一二九、三一三三、字大室三一三四の二、三一三四の三、字チベガ入三一三五、三一三七、字菜畑沢三一三九、字コチト沢三一四五の一、三一四五の二、三一四六から三一四八まで、字前沢三一五五、三一五七、三一六〇、字前久保三一六一、三一六二、三一六三の一、字コヒタヒ三一八六の一、三一八六の二、三一八七の一、三一八八の一、三一九〇から三一九二まで、三一九三の一、字松倉三一九六、三一九九、三二〇〇の一から三二〇〇の三まで、字翁山三二一二、三二一三の一、三二一四、三二一五、字井戸沢三二二二、三二二五、字森ノ上三二三〇から三二三二まで、三二三六、字アイヒ沢三二三七の一から三二三七の三まで、三二四〇、三二四二から三二四四まで、四〇三八、字出入沢三二八一、三二八二、三二八四から三二八七まで、字堂ノ入三二九一、三三〇〇、字柳ケ入三三一二の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粟野字大栗沢口一〇九七、字桐ノ木沢一七七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大栗沢口一〇九七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市下永野字上蔵本一八五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上蔵本一八五の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市星野村字村ノ上一四一八六の三、一四一八六の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県郡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町三倉字高畑二五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合字押又東平四〇九三の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養